

熊谷市ブロック塀等撤去・生け垣設置奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するとともに、生け垣の設置による暑さ対策を推進するため、ブロック塀等の撤去工事を行う者及び当該撤去工事後に生け垣を設置する者に対し、その費用の一部について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 組積造又は補強コンクリートブロック造の塀（門、フェンスその他これらに類するものを除く。）をいう。
- (2) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項又は第2項（後退部分を含む）に規定する道路をいう。
- (3) 隅切り 道路が120度以内でつくる内角側の敷地（以下「角敷地」という。）に設ける角地の隅角を挟む辺の長さが1メートル以上の二等辺三角形の部分の空地をいう。

(補助金の交付対象となるブロック塀等)

第3条 補助金の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀」という。）は、次の各号いずれにも該当するブロック塀等とする。

- (1) 道路に1メートル以上面し、高さが80センチメートルを超えるもの（道路に面していない部分と一体となっている場合は、道路に面する部分に限る。）
- (2) 明らかな建築基準法違反のないもの

- (3) 別表第1に定める基準に適合しないもの（その他耐震診断の結果、倒壊の危険があると市長が判断したもの）
- (4) 道路等の地盤面からブロック塀等の頂部までの高さがブロック塀等から道路等の境界線までの水平距離より高いもの
（補助金の交付対象となる生け垣）

第4条 補助金の対象となる生け垣（以下「補助対象生け垣」という。）

は、次の各号いずれにも該当する生け垣とする。

- (1) 樹高（根の部分を含む）が植栽時点で80センチメートル以上であるもの
- (2) 延長1メートルにつき2本以上植栽するもの
- (3) 延長が2メートル以上であるもの（分断する場合は、各々が1メートル以上であること。）
- (4) 生け垣の前面にブロック等の構造物がある場合は、その構造物の高さが敷地地盤面から60センチメートル以下であるもの
- (5) 生け垣の枝葉が道路と敷地の境界線を越えていないもの
- (6) 角敷地に設ける生け垣にあつては、隅切りを設けるもの
- (7) 生け垣に適した樹種であるもの
（補助事業等）

第5条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとし、補助事業者等が事業者（市内に本店、支店又は営業所を有する者をいう。）に発注する事業とする。

- (1) ブロック塀等撤去補助金 補助対象ブロック塀の全部を撤去する事業。ただし、次号で定める基準のいずれかに該当し、かつ道路内に補助対象ブロック塀が残らない場合に限り、補助対象ブロック塀の一部を残す事業も含むことができる。

ア 土留めとして利用する場合、基礎から60センチメートル以下とする。

イ ア以外の場合、道路等の地盤面から補助対象ブロック塀頂部までの高さ（ブロック塀等の下の基礎又は擁壁を含む。）を80センチメートル以下の高さに除却するもの。ただし、高さ80センチメートルを超える鉄筋コンクリート造の擁壁又は宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条に規定する間知石練積み造その他の練積みの擁壁については、この限りでない

(2) 生け垣設置奨励補助金 前号に規定する補助対象ブロック塀の撤去に付随し、補助対象生け垣を設置する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助金交付の対象としない。

(1) 第9条第1項に定める補助金の決定前に撤去工事に着手したものの

(2) 国、県又は市等が行う公共事業またはそれに伴う損失補償等を受けているもの又は受ける予定であるもの

(3) 土地や建物の売却等を目的として、既存建築物の解体工事や整地工事に伴い実施するもの

(4) 災害復旧に係るもの

（補助金の交付を受けることができる者）

第6条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業等を実施する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金交付の対象として市長が不相当と認める者は交付の対象としない。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等撤去補助金 事業に要する費用（補助対象ブロック塀の撤去に要する費用又は補助対象ブロック塀1メートル当た

り10,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額)の2分の1以内の額とし、100,000円を限度とする。

- (2) 生け垣設置奨励補助金 事業に要する費用(補助対象生け垣の設置に要する費用又は補助対象生け垣1メートル当たり10,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額)の2分の1以内の額とし、100,000円を限度とする。

- 2 前項各号の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ブロック塀等撤去・生け垣設置奨励補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等を行う敷地の案内図
- (2) 補助対象ブロック塀の配置図及び写真(第3条の該当状況がわかる現況図及び現況写真とすること。)
- (3) 補助対象生け垣の配置図(第4条の適合状況がわかる計画図とすること。)
- (4) 補助対象ブロック塀の撤去及び補助対象生け垣の設置に要する費用がわかる見積書の写し
- (5) 既存ブロック塀等の安全性チェックリスト(別表第1)
- (6) その他市長が必要と認めるもの

- 2 前項の申請書にて記載を求めている事項及び同項各号に掲げられていない書類は、規則第5条第3項の規定により省略されたものとみなす。

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、ブロック塀等撤去・

生け垣設置奨励補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

（補助事業等の変更等）

第10条 補助事業者等は、前条の規定による通知を受けた後に補助事業等の変更及び取りやめをしようとするときは、速やかにブロック塀等撤去・生け垣設置変更（取りやめ）申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等の変更に係る部分の図面
- (2) 補助事業等の変更に係る見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、適当と認めたときは、ブロック塀等撤去・生け垣設置変更（取りやめ）決定通知書（様式第4号）により補助事業者等に通知するものとする。

3 前項の規定により補助事業等の取りやめが承認されたときは、第9条第1項に定める交付の可否の決定がなかったものとする。

（補助事業等の着手）

第11条 補助事業者等は、第9条第1項の規定による決定通知を受けた後でなければ、補助事業等に着手することができない。

（完了実績報告）

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、速やかにブロック塀等撤去・生け垣設置完了実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 請負者と締結した契約書の写し

- (2) 領収書の写し
- (3) 請求内訳書
- (4) 補助対象ブロック塀の撤去の状況がわかる写真
- (5) 第8条第1項第3号の配置図に適合していることを示す写真
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その報告内容を審査し、ブロック塀等撤去・生け垣設置奨励補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、補助金の額を確定するため、必要に応じて現地調査を行うことができる。

(補助金の交付請求及び交付)

第14条 補助事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日又は第9条第1項の規定による決定通知を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、ブロック塀等撤去・生け垣設置奨励補助金交付請求書（様式第7号）により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助事業者等に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

(維持管理等)

第15条 補助事業者等は、事業完了後においても当該補助金の交付の目的が達成されるよう、維持管理等に主体的に取り組まなくてはならない。

(書類の整備等)

第16条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、第9条第1項の規定による決定通知を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助の制限)

第17条 補助金の交付は、補助事業等を行う敷地1か所につき1回限りとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。